

令和6年 10月 22日

## 公告書

三岐通運株式会社  
代表取締役 土城 淳

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成20年10月24日三重県条例第41号)  
(以下「条例」という。)第21条第1項の規定に基づき事業計画書を作成いたしましたので、条例第22条第1項の規定により、下記の通り公告を実施し、条例第2条第2項第9号に規定する関係住民等(以下「関係住民等」という。)は本事業計画書について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

### 1. 事業計画者の名称、代表者の氏名、及び主たる事業所の所在地

名称	三岐通運株式会社
代表者の氏名	代表取締役 土城 淳
主たる住所	三重県四日市市富田三丁目22番79号
連絡先	059-365-6331

### 2. 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類の、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

事業計画地	三重県いなべ市北勢町中山字宮ノ南111番地7
処理施設の種類の	施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 (廃タイヤに限る)
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類の	12.0t/日(8h)×1基 廃プラスチック類(廃タイヤに限る)

### 3. 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	三岐通運株式会社 環境資源事業部 事務所
縦覧の開始予定日	令和6年 10月 29日
縦覧時間	8時30分~12時00分、13時00分~17時00分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

### 4. 説明会の開催を予定する日時及び場所

日時	令和6年 11月 13日 19時00分~
場所	北勢町中山自治会館

5. 意見の提出期限、提出先

提出期限	令和6年 12月 13日
提出先	〒511-0417 三重県いなべ市北勢町瀬木 575 三岐通運株式会社 環境資源事業部
提出方法	持参または郵送 ※提出期限日必着（持参の場合土曜日、日曜日、祝日を除く）
様式	規定なし ※記載事項については下記のとおり ①住所、氏名、法人にあっては名称及び代表者氏名、主たる事務所の所在地 ②事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見

6. その他手続き等

意見書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社ウェブサイト（ <a href="https://www.sangi-tuuun.co.jp/">https://www.sangi-tuuun.co.jp/</a> ）に掲載します。